

広島県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年四月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田丸門田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市久井町吉田字得目六一九番一地从先から 三原市久井町吉田字大久保五四一番一地从先まで	新	旧	七三・三〇 一〇・〇〇 七三・三〇	八三九・〇〇	ダブルウェイ 解除 一部拡幅 不用物件七五 四・〇〇メ ートル
	旧	新	二・五〇 一〇・五〇 七三・三〇	八五七・〇〇 八三九・〇〇	
三原市久井町吉田字得目六一九番一地从先から 三原市久井町吉田字大久保五四一番一地从先まで	新	旧	二五・〇〇 五二・〇〇	四〇・〇〇	幅員減少 不用物件四〇 〇〇メ ートル
	旧	新	三三・〇〇 五六・〇〇	四〇・〇〇	